

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

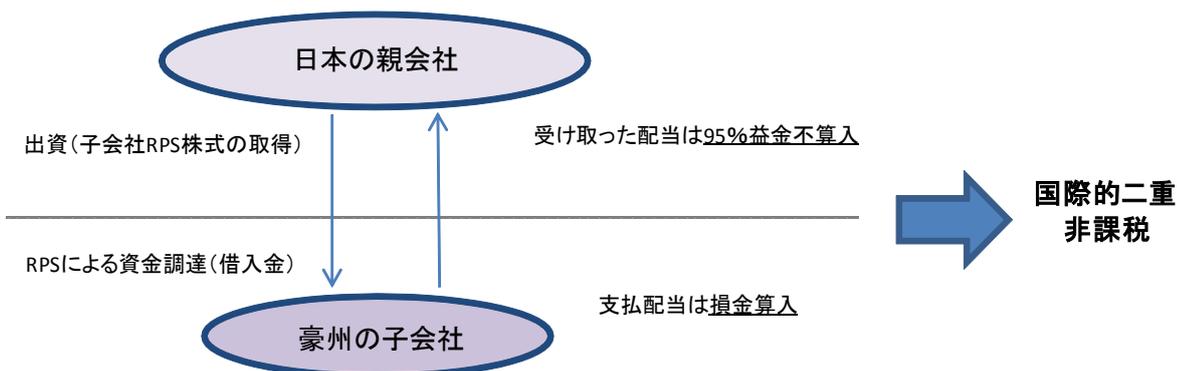
今回のテーマ： 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

2015年度税制改正により、外国子会社側で損金に算入される配当については、日本の親会社側において、益金不算入の対象から除かれることになりました。

益金算入となる支払配当について

今回の改正の対象となった配当の代表的な例として、豪州のRPS（Redeemable Profit Share）と呼ばれる償還優先株式に係る配当が挙げられます。これは、形式上は株式ですが、豪州税制においては、実質的には借入金と同様に取扱われており、RPSから生じる支払配当は、一定の要件のもと、豪州において損金に算入されるため、日本から投資を行う際の効率的な資金回収手段として活用されています。配当を受ける日本側においても、外国子会社配当益金不算入制度が適用されるため、豪日双方において国際的^①二重非課税の状態となっています。このような、二国間での取扱いが異なることを利用して、両国の課税を免れる取引は、ハイブリッド・ミスマッチ取引と呼ばれています。

【ハイブリッド・ミスマッチ取引の例】



BEPS 行動計画 2

この国内法の改正は、OECD/G20 諸国が 2014 年 9 月に公表した、Base Erosion and Profit Shifting (BEPS) に関する行動計画 2「ハイブリッド・ミスマッチ取り決めの効果の無効化」による勧告に基づくものです。行動計画 2 は、このようなハイブリッド・ミスマッチ取引に係る国際的^①二重非課税を解消するためのリンキング・ルール（第 1 ルール：受取側で益金不算入の場合は支払側で損金不算入、第 2 ルール：支払側で損金算入となる場合には受取側で益金算入）の導入を勧告しています。

BEPS 行動計画は 15 項目で構成され、2015 年 12 月までの間に新たな国際間における税制調和のための勧告がリリースされる予定です。

お見逃しなく！

- ブラジル子会社からの利子配当についても、現地で損金算入とされているため、日本で益金不算入の対象から除かれることとなります。
- 内国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、改正法が適用されますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度において外国子会社から受ける配当（平成 28 年 4 月 1 日において保有する外国子会社に該当する外国法人株式等に係る配当に限る）については、改正前の取扱いが適用されます（改正附則 24）。